

中東情勢における紛争に関する共同声明 (2026年4月8日)

資料1

【声明本文】

マクロン仏大統領、メローニ伊首相、メルツ独首相、スターマー英首相、カーニー加首相、ダン・ルーミアニア大統領、フロスタドツティル・アイスランド首相、大統領フレデリクセン・デンマーク首相、イエッテン蘭首相、クリステション・スウェーデン首相、ミツオタキス・ギリシャ首相、サンチェス西首相、ストーレ・ノルウェー首相、ストウツブ・フィンランド大統領、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長、コスタ欧州理事会議長及び高市総理大臣 (※15カ国+EU)

- 我々は、本日、米国とイランの間で合意された2週間の停戦を歓迎する。
- この重要な合意の実現に尽力したパキスタン及び関係するすべてのパートナーに感謝する。
- 今後の目標は、数日以内に、迅速かつ恒久的な戦争終結に向けた交渉を行うことである。これは外交的手段によってのみ達成し得るものである。
- 我々は、実質的な交渉による解決に向けた迅速な進展を強く促す。
- これは、イランの民間人を保護し、地域の安全を確保するために極めて重要である。また、深刻な世界的なエネルギー危機を回避することにもつながる。
- 我々は、こうした外交的努力を支持する。この目的のため、我々は米国及びその他のパートナーと緊密に連携している。
- 我々は、レバノンにおいてを含め、すべての当事者に対し、停戦の履行を求める。
- 我々の各国政府は、ホルムズ海峡における航行の自由を確保するために貢献する。

中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給確保及び 重要物資の安定的な供給確保のための対応方針（案）

令和8年4月10日

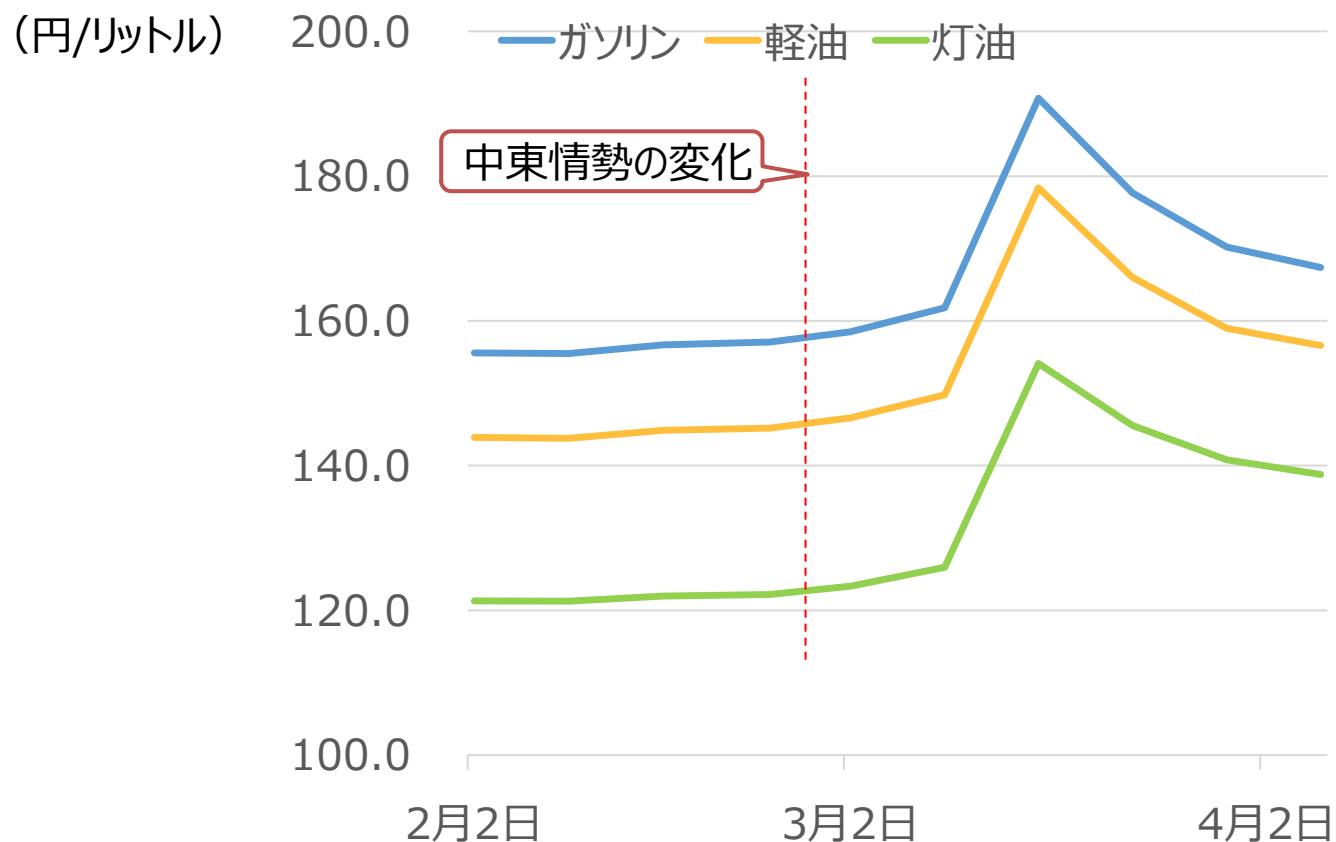
経済産業省

中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース

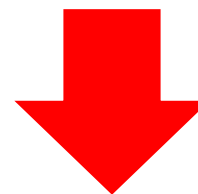
1. 緊急的な激変緩和措置について

- 緊急的な激変緩和措置を3月19日（木）から実施。
- ガソリン小売価格を全国平均で1リッター当たり170円程度に抑制するための補助を実施。
軽油、灯油、重油はガソリンと同額、航空機燃料はその4割を補助。
- これにより、制度開始前の16日（月）に190.8円であったガソリンの全国平均小売価格は、170円程度、軽油、灯油もそれぞれ157円程度、139円程度の水準に低下。

ガソリン/軽油/灯油 全国平均価格推移



3月16日（月）
ガソリン 190.8円
軽油 178.4円
灯油 154.1円



ガソリン 170円程度
軽油 157円程度
灯油 139円程度
の水準

2. 原油の代替調達の見通し

- ホルムズ海峡の代替ルートでの調達に最大限注力。
- 中東や米国等からの調達で、現時点で、4月に前年実績比で2割以上、5月には過半の代替調達に目途。特に、米国からは、5月に前年比4倍まで調達を拡大。
- 代替調達率を更に引き上げるべく、産油国への働きかけなど官民連携した取組を強化。

原油の代替調達の見通し



(注1) 4月6日時点。契約手続きが未了分を含む。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じうる。

(注2) 上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

【参考】国際連携の推進

(1) 産油国への働きかけ

① サウジアラビア アブドルアジーズ・エネルギー大臣とのオンライン会談（4月1日）

- ・ 事態発生直後の3月4日に続き2回目の会談。
- ・ 二国間のエネルギー協力について意見交換を実施。

② UAE ジャーベル・ADNOC Group CEO 兼 産業・先端技術大臣 兼 日本担当特使とのオンライン会談（4月2日）

- ・ 事態発生直後の3月5日に続き2回目の会談。
- ・ 赤澤大臣から、イランからの攻撃による被害にお見舞いを伝えるとともに、両国間の共同備蓄の活用について謝意を表明。また、日本向けの原油の円滑な積み出しなど、エネルギーの安定供給に向けた協力を要請。



③ オマーン ウーフィー・エネルギー・鉱物資源大臣（4月9日）

- ・ 今回、事態発生後に初めて会談。
- ・ 赤澤大臣から、イランからの攻撃による被害にお見舞いを伝えるとともに、原油・LNGの安定供給に加え、石油製品の供給拡大を要請。

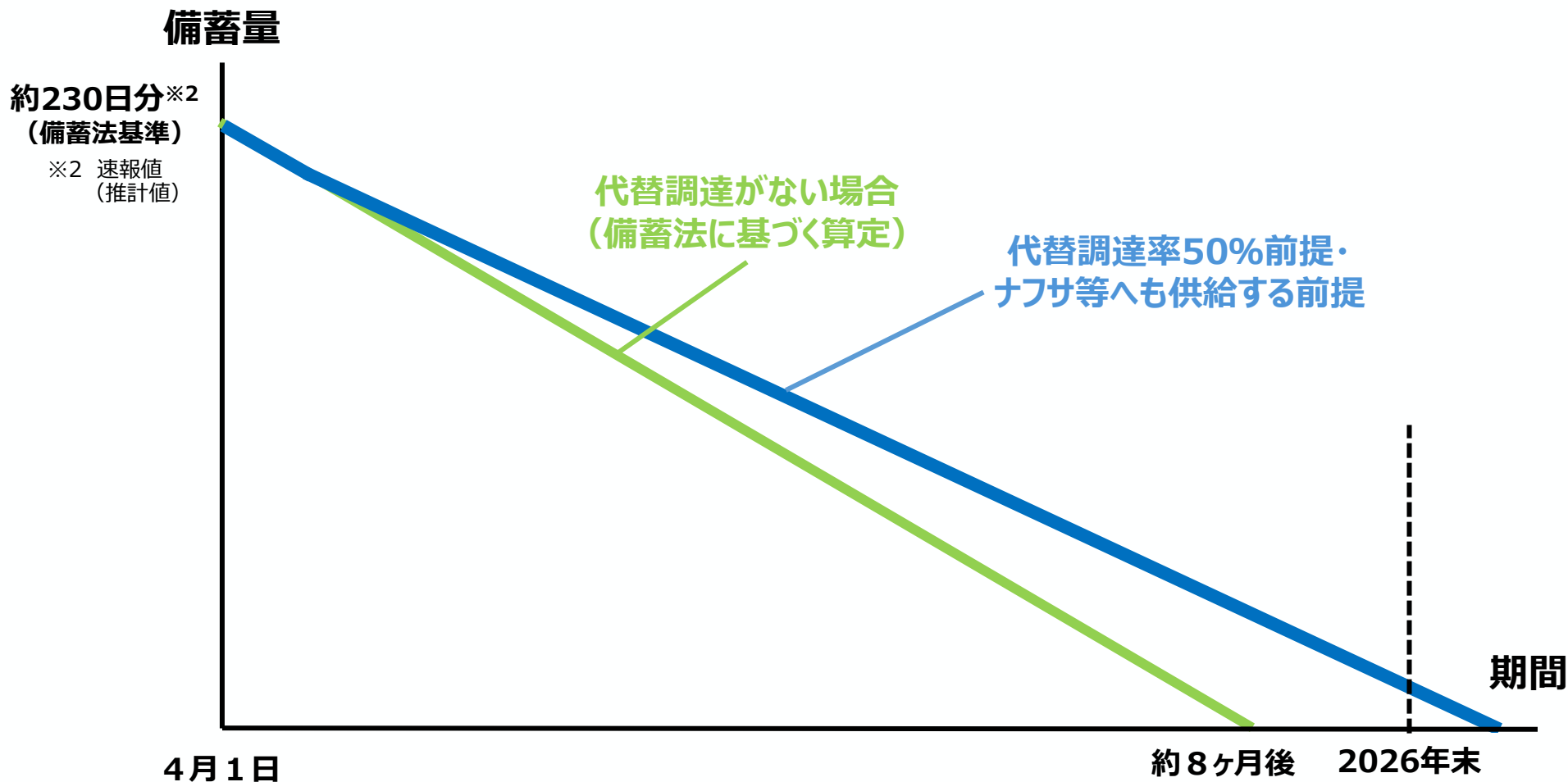
(2) アジアとの連携

- ・ 海外各国からの支援要請に対して、外国からの調達への協力など個別に対応。協力国からは現地日系企業の操業継続に寄与するものとして感謝が示された。

3. 石油の需給見通し

- 原油の代替調達の結果、備蓄放出量を抑えつつ、年を越えて、石油^{※1}の供給を確保できる目途がついたところ。

※1:ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続する前提



4. 国家備蓄原油の放出（第二弾）

- 5月上旬以降、新たに、国家備蓄原油を約20日分※放出。代替調達¹の進展により、放出日数を抑制。民間備蓄義務量（55日分）は維持。
※代替調達率は、輸送上のリスクが顕在化しても備蓄放出で対応できるよう、保守的に4割と設定。
- ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続し、安定供給に万全を期す。

備蓄放出のスケジュール

3/11（水）

- 総理による備蓄放出方針の発表
 - ・ 国家備蓄原油の30日分の放出
 - ・ 民間備蓄原油の15日分の放出
 - ・ 産油国共同備蓄の放出

3/16（月）

- 民間備蓄原油の放出を開始（15日分）
- 国家備蓄放出の決定

3/26（木）

- 国家備蓄原油の第一弾放出開始（30日分）
- 産油国共同備蓄の放出開始（約6日分）

5月上旬～

- 国家備蓄原油の第二弾放出開始（約20日分）

5月の調達見込み

国家備蓄放出
約20日分※

+

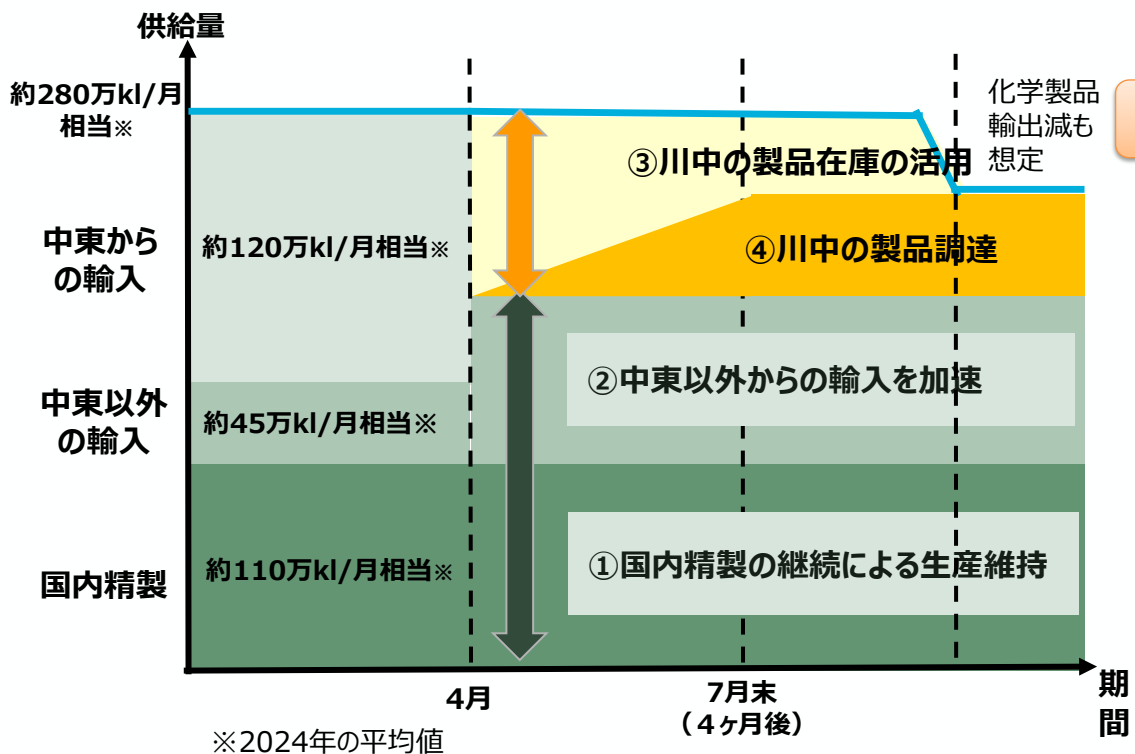
代替調達

※ 日数はいずれも備蓄法基準。燃料油が算定の対象であり、ナフサ等への供給分は算定に含まない（IEAの考え方と同様）。

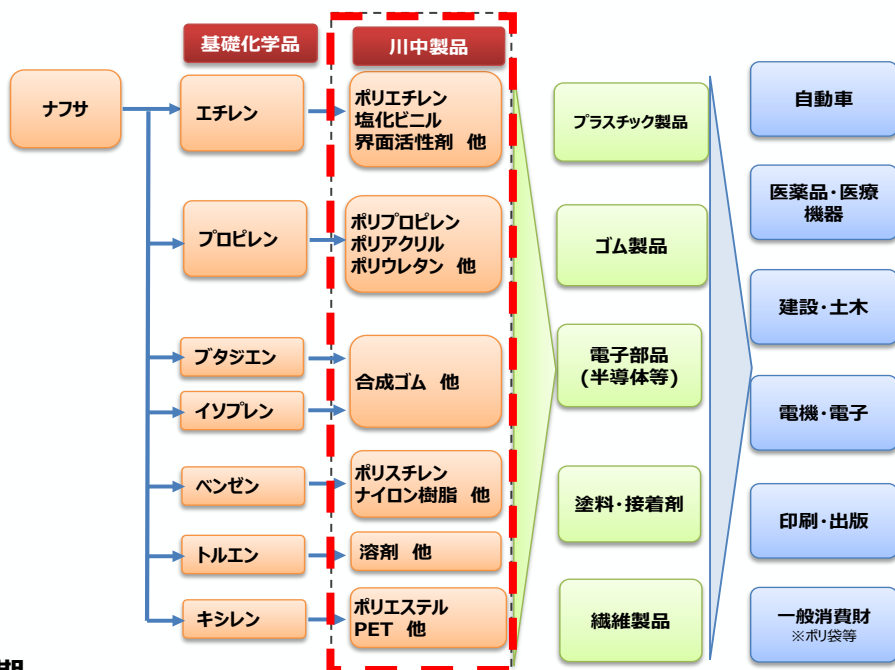
5. ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 既に調達済みの輸入ナフサと国内での精製との2ヶ月分と、川中製品の在庫2ヶ月分（ナフサ精製が仮にゼロであっても需要を満たす供給ができる期間）で、少なくとも国内需要4ヶ月分を確保。
- 足下では、①原料のナフサの国内精製の継続（約110万kl/月相当）に加え、②中東以外からの輸入を加速（約45→90万kl/月）。これにより、③川中製品在庫（2ヶ月分）の取り崩し量は減り、在庫を活用できる期間を半年以上に延伸。
- さらに、④川中製品について、世界から新たな調達を強化。

化学製品の供給見通し（ナフサ相当ベース）



川中の製品在庫（2ヶ月分）



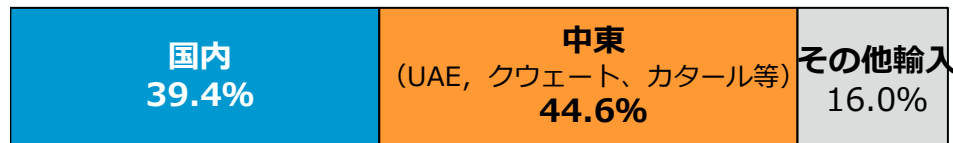
※各川中製品によって製品在庫の期間は異なるため、各川中製品の供給状況を注視の上、製品調達等も検討。

6. ナフサ・化学製品の世界市場、代替調達先等

- 日本のナフサの調達先は、中東4割・国産4割・その他地域2割である一方、世界生産に占める中東の割合は2割以下。米国や中南米等からの代替調達を加速。
- ナフサ由来の主な川中製品（ナフサから作られる中間段階の化学製品）で、プラスチックの原料となるポリエチレンは、国内生産割合が7割超だが、世界から新たな調達を強化。

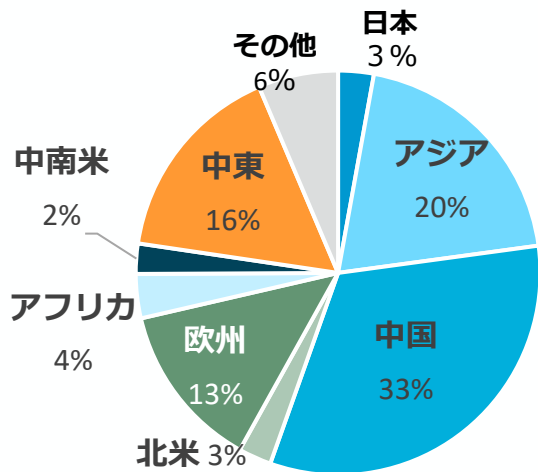
ナフサ

調達元シェア (2024年)



世界生産シェア (2023年)

世界生産：約3.3億t (約4.9億kl)



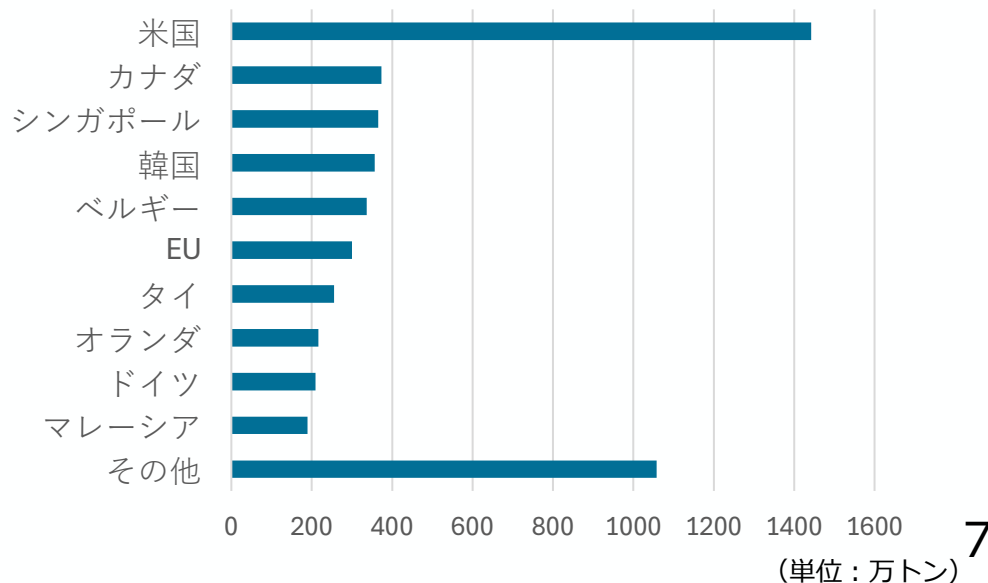
代替調達として、米国・中南米等からの輸入量を倍増 (約90万kl/月相当)

川中製品 (ポリエチレン)

調達元シェア (2024年) (国内流通量：約194万t/年) その他 3%



ポリエチレンの世界の輸出国 (2024年)



7. 石油の流通円滑化対策の強化

- 日本全体の石油供給は足りているが、流通段階で目詰まりが発生しているため、対策を一層強化。
 - ① 政府の重要物資タスクフォースの要請に基づき、重要施設向けには元売から直接販売。
 - ② 元売から卸事業者向け販売は、系列・非系列にかかわらず、前年同月比同量を基本とするよう、大手元売事業者に要請。加えて、大手卸売事業者にも、これに準じた要請を実施。

石油の流通円滑化対策

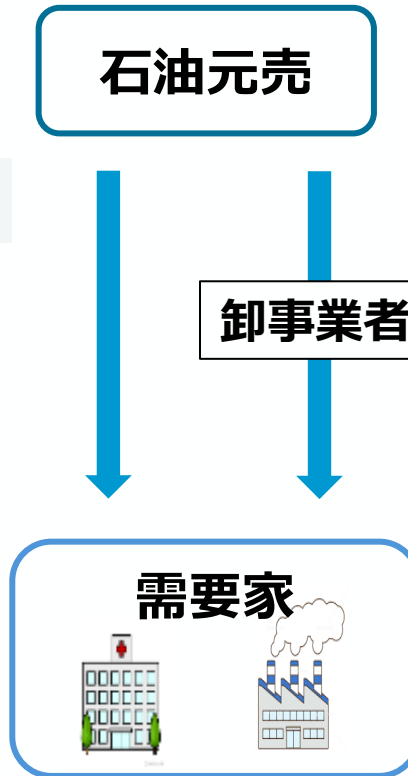
① 直接販売ルート新設

- 政府のタスクフォースが認めた重要施設（医療・交通・公共サービス・農業・水産業・畜産業・重要物資の製造業等）向けは元売が直売

石油元売

卸事業者

需要家



② 流通段階の対策強化

- 前年同月比で同量の販売が基本

8. 燃料や化学製品の供給の偏り・流通の円滑化等への対応状況①

3月14日(土)から、経済産業省で、情報提供を受付開始。寄せられる情報や関係省庁からの供給要請を踏まえ、石油会社や石油製品会社等と調整し、流通経路を開拓。

◎多様な窓口からの要請に基づく燃料の供給確保

○医療関係

新生児医療用カテーテル カテーテルの滅菌工程に必要なボイラー用A重油の供給不足

注射針、採血管 注射針や採血管の滅菌工程等に必要なボイラー用A重油の供給不足

→ 厚労省と経産省が連携し、石油の元売り事業者と調整の上、当面必要な重油の供給を確保

○九州地方のバス事業

・路線バス用の軽油の不足。

→ 国交省と経産省が連携し、石油の元売り事業者と調整の上、当面必要な軽油の供給を確保

○酸化エチレンガス

・医療用器具等の滅菌に必要な酸化エチレンガスの供給不安

→ 厚労省と経産省連携し、石油化学企業等と調整・事実関係を確認の上、当面必要な酸化エチレンの供給を確保

◎対応を進めている事例

○シンナー

・塗料製造に必要な塗料用シンナーへの供給不安。

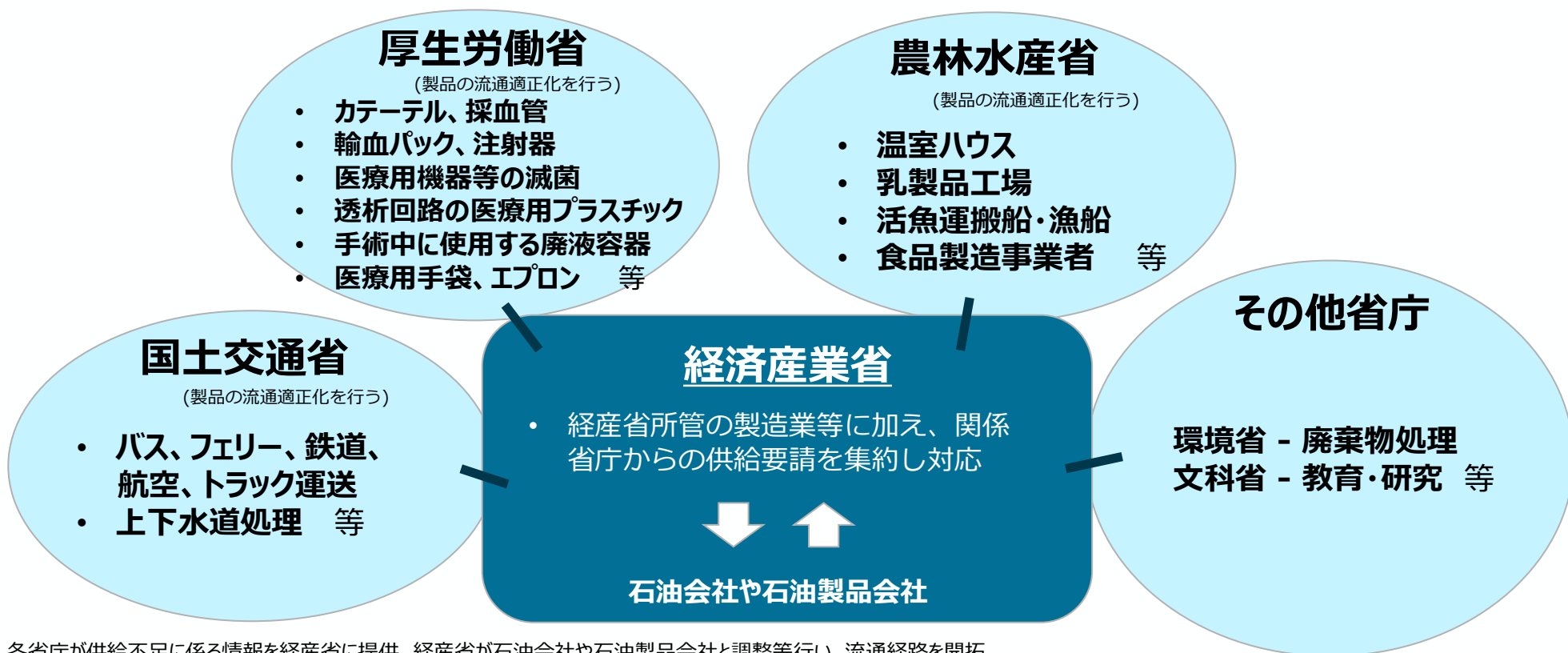
→ 川上側の石油化学企業は、シンナー原料の国内供給を継続中。したがって、川中の目詰まり箇所を特定すべく、シンナーの不足があった事業者に個別に電話・メールで問い合わせ、サプライチェーンを遡りながら状況を確認。その結果、目詰まり箇所を特定しつつある。なお、一部の製造業では、そうした目詰まり箇所を特定の上、実際に供給が確保できた事例あり。

9. 燃料や化学製品の供給の偏り・流通の円滑化等への対応状況②

- 3月26日、赤澤経済産業大臣が、石油連盟、全国石油商業組合連合会、石油化学工業協会、日本貿易会の代表者と会談した際に、自社の系列かどうかを問わず、新規の取引先も含め、安定供給を行うよう要請
- 3月30日付けで、経済産業省から石油関連製品事業者に対し、ナフサをはじめとする石油関連製品について、医療用途等のサプライチェーンに留意しつつ、安定供給を実施するよう要請
- 4月3日付で、経済産業省から溶剤等関係事業者に対し、トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等について、医療をはじめ国民生活に支障が生じることがないように配慮し、安定供給を実施するよう要請
- 4月8日付で、国土交通省から建設業者団体に対し、建設資材の溶剤等の安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼
- 4月9日付けで、資源エネルギー庁から石油元売会社に対し、重要物資タスクフォースの要請に基づき、①重要施設と認められた最終需要家に対し、直接販売すること、②普段契約している燃料販売店から必要量が確保できない場合、前年同月比同量を基本として販売するよう要請
- 4月9日付けで、資源エネルギー庁から大手卸売事業者に対し、上記の要請の趣旨も踏まえ、可能な限り前年同月比同量として供給するよう要請

10. 供給支援に向けた関係省庁との体制構築

- 国民の皆様の命と暮らしを守るという観点から、高市総理の指示を踏まえ、工業のみならず農業、医療等に関係するものも含むサプライチェーン全体について対応方針を取りまとめる。
- 人命に関わるものを最優先に、ひとつひとつ迅速かつ丁寧に解決につなげていく。



※ 各省庁が供給不足に係る情報を経産省に提供。経産省が石油会社や石油製品会社と調整等を行い、流通経路を開拓。

対応方針（案）

1. 川中製品も含めた代替調達への推進

- 原油については、引き続きホルムズ海峡以外の代替調達に最大限注力する。
- ナフサ等の石油関連製品についても、引き続き、米国やアルジェリア、ペルー等の代替調達に注力するとともに、川中製品（ナフサから作られる中間段階の化学製品）の代替調達を強化。

2. 十分に行き渡っていない事案の解消

- 情報提供窓口や関係省庁に寄せられる、重油や軽油、酸化エチレンやシンナー等の化学製品等の個々の供給要請を踏まえ、関係省庁が連携し、事実関係の確認や調整を進めて流通経路の開拓に注力する。

石油関連製品の供給不足に伴う厚生労働分野の影響・対応について (4月8日時点)

資料3

相談件数等

- 相談件数総数・・・**543件**（メーカー・卸業者：192件、医療機関：351件）

事業者（メーカー・卸業者・医療機関）からの相談		件数	前回公表時
①安定供給に影響があると判断された件数		16件	—
うち	②対応検討中の件数	10件	—
	③解決の道筋が立っている件数	1件	—
	④解決済みの件数	5件	—

※一斉点検等や窓口により情報提供等を受け付けた中から相談を受けたものが対象。医療機関からの情報提供窓口は4/7（火）に設置。医薬品・医療機器・医療物資等は、石油製品（中東産を含む）を原料としてアジア諸国にて生産されるものが一定あるところ、②の中にも、透析用チューブや手術時の廃液容器など、こうした製品について、ただちに供給が滞る状況ではないが、中長期的な安定供給に影響があると判断され、対応検討中となっているものがある。

<進捗状況>

- ③：医療機関で用いる消毒液について、供給元企業への働きかけの結果、最大シェア製品の供給継続時期が4月下旬から少なくとも6月末まで延伸。
- ④：小児カテーテル、効率的に薬剤投与が行える注射器のシリンジ（筒の部分）、滅菌等に使用する酸化エチレンガスやA重油、心臓を補助する特殊なカテーテルについて解決済み。

足下の主な対応

- 3/31（火）に、厚生労働大臣と経済産業大臣が共同で本部長となる「中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策本部」を設置
- 4/2（木）に、全製造販売業者等からの相談窓口を設置
- 4/7（火）に、全医療機関からの相談窓口を設置

中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保に向けた厚生労働省における取組（4月10日）

窓口の設置等

【製造販売業者等向け】

- 4/2（木）に、製造販売業者等からの情報提供窓口を設置。
そのほか、週次の一斉点検やヒアリング等を実施

【医療機関向け】

- 4/7（火）に、医療関係団体と連携し、全医療機関等からの情報提供窓口を厚労省に設置。
- EMIS を用いて約1.3万の病院等からオンラインで随時報告可能なシステムの運用を開始（4/10（金）～）
- 情報提供窓口等の周知を図るとともに、医療現場の声をお伺いするため、厚生労働大臣と医療関係団体の意見交換会を開催（4/10（金））



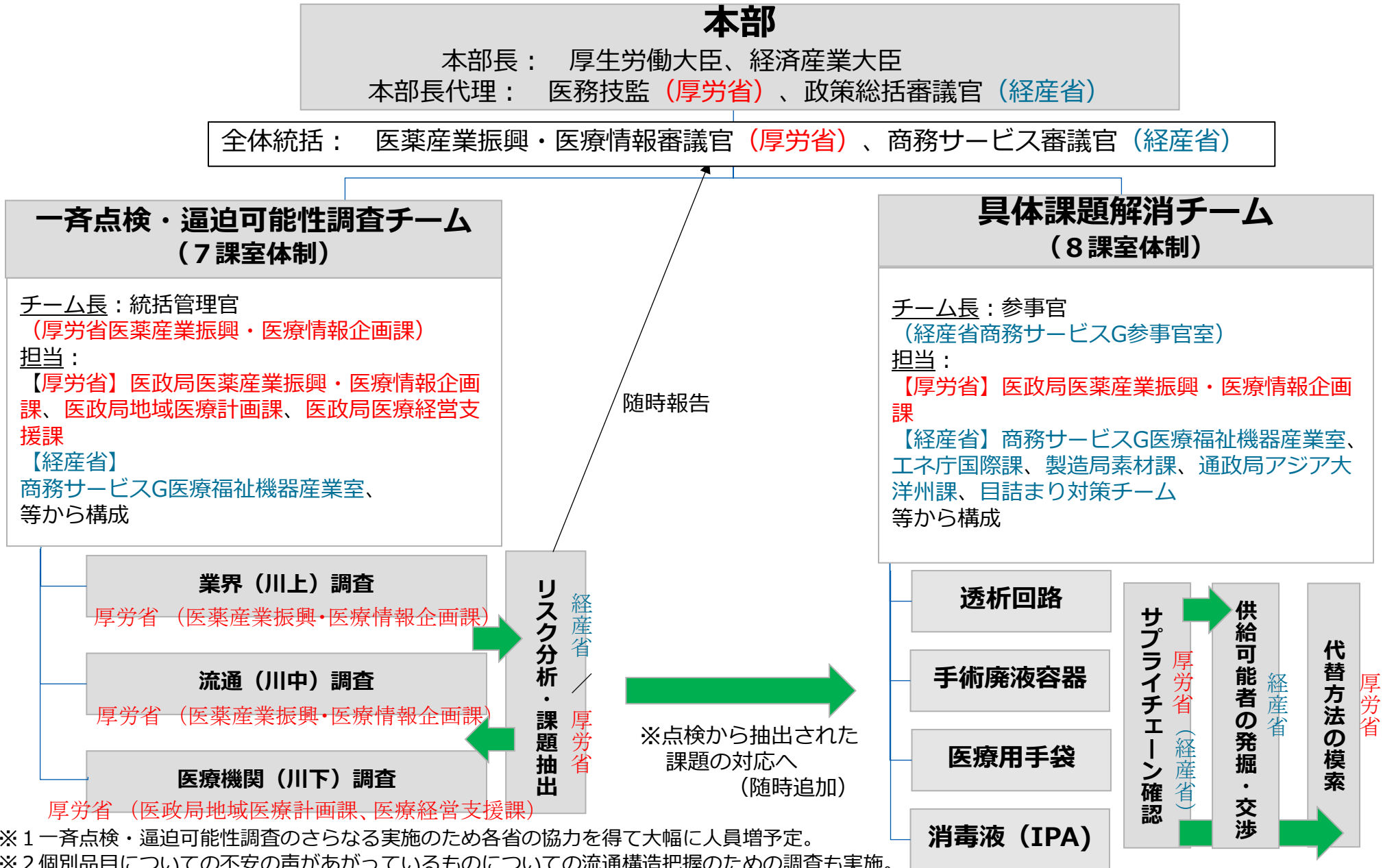
定点観測

- 医療機関における定点観測について、対象医療機関を4/3（金）に6→65に、4/7（火）に126に拡大。
- 「医科・歯科関係材料」、「エチレンガス・重油等」、「マスク等の物資」の枠組みで、「供給停止・制限」等の状況を日次で聴取。
- 得られたデータについて、厚労省担当者が医療機関に直接問い合わせ、より詳細な状況を把握。

人員体制の強化

- これまで、製造販売業者等を対象に情報収集を行っていたところ、4/6（月）に25名を増員し48名体制とし、製造販売業者等を対象に、積極的なヒアリングを行うなど、製造販売業者等に対する一斉点検・逼迫可能性調査の体制を強化。
- 医療機関向けの対応としては、4/6（月）に12名を増員し24名体制とし、定点観測対象の医療機関に直接問い合わせ、より詳細な状況を把握するなど調査の体制を強化

「中東情勢の影響を受ける医薬品・医療機器・医療物資等の確保対策本部」 の下での厚労省・経産省が連携した対応（チーム体制）



※1 一斉点検・逼迫可能性調査のさらなる実施のため各省の協力を得て大幅に人員増予定。
 ※2 個別品目についての不安の声があがっているものについての流通構造把握のための調査も実施。

- トラック、バスなど国土交通分野の業界団体等を通じ、燃料油の供給制限等を受けている事業者の状況を注視。 燃料油流通の目詰まりが発生している事案を確認した際は、国土交通省及び経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応。
- 燃料油の高騰については、燃料油価格の緊急的激変緩和措置により、燃料油価格の高騰を抑制。
- トラックや建設分野においては、燃料油価格高騰を踏まえた価格転嫁の徹底等を文書で要請。

1. 国土交通分野における燃料油・石油製品の使用状況について

- **公共交通や物流**においては、**燃料油は必要不可欠**。また、官公需においても燃料油を使用している状況。
- **建設・住宅資材**においても、**石油製品を使用**。

燃料油	公共交通・物流	トラック運送（軽油）
		バス（軽油）
		タクシー（LPガス）
		船舶（軽油、A重油、C重油）
		航空（ジェット燃料）
		鉄道（軽油）
		港湾（軽油）
	官公需	海上保安
海上気象観測		
上下水道		
石油製品	建設・住宅資材、製造業等	シンナー（建設・住宅・鉄道車両塗装、自動車整備、造船・船用工業）
		樹脂（断熱）
		アスファルト合材（道路舗装）

<事例①：A社（トラック事業者）の燃料供給への対応について>

- 4/2（木） A社より中部経済産業局に「4月8日までの軽油は確保できているものの、それ以降の供給見通しが立っていない」旨の連絡。同日中部経済産業局は経済産業本省へ報告。
- 4/3（金） 経済産業省にて元売石油販売事業者と調整を行い、当面の軽油の供給を確保。



<事例②：B社（旅客船事業者）の燃料供給への対応について>

- 3/13（金） 燃料元売りのところで供給が止まっており、燃料入札業者から燃料を納品できるめどが立たないと言われた。
- 3/19（木） 国土交通省から経済産業省に対し、B社の軽油の取引先や必要量等の情報を伝達し、軽油が継続して供給されるよう要請。
- 4/7（火） 供給が増えたため5/1までは通常運航できる数量はほぼ確保した。



2. 燃料油の流通の目詰まり解消について（※4月9日時点）

- 燃料油流通に目詰まりが生じていた19社・団体（※注1）について、国土交通省と経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応。
- 現時点で、**13社（※注2）について燃料油供給が再開**。他の事案についても、供給再開に向け調整中

※注1：バス（8社）、トラック（3社）、旅客船（4社）、下水道（4自治体）

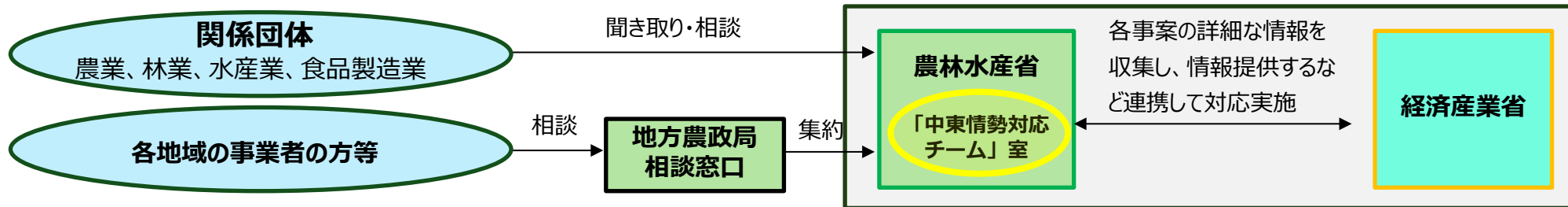
※注2：バス（8社）、トラック（1社）、旅客船（3社）、下水道（1自治体）

- 本日、省内に「中東情勢に伴う食料の安定供給・確保のための対応チーム」室を設置。
- これまでも経済産業省と連携し、燃料油等の供給安定化に取り組んできたところであるが、即応体制を強化するとともに、品目ごとのサプライチェーンの把握・分析体制を強化

1. 体制の強化

- ・ 「中東情勢に伴う食料の安定供給・確保のための対応チーム」室を設置し、品目ごとの情報収集・サプライチェーンの分析体制を強化。
- ・ 地方経済産業局との連携を進めるほか、地方農政局長等幹部による情報収集により地方での情報収集体制を強化。

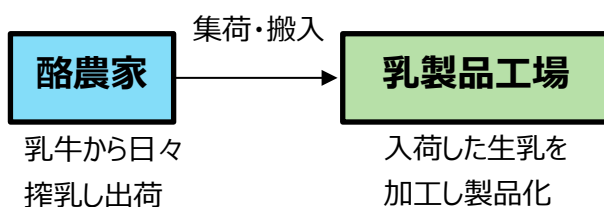
【情報収集と対応の流れ】



2. 農林水産業・食品産業分野における影響、これまでの対応

- ・ 相談窓口の設置以前から把握しているものを含め、4月9日時点で241件の問い合わせをいただいております、経済産業省に情報提供するなど、連携して対応。

【農林水産業・食品産業分野での目詰まり解消例】



- 地域の基幹的な乳製品工場において、使用するA重油の4月上旬以降の供給が確保できていなかった。

経済産業省と連携した働きかけにより、
主要な元売りから前年実績分までの燃油の供給が見込まれている。

- 現時点で、**廃棄物処理に深刻な支障が生じている事業者・自治体は確認されていないが、燃料油・石油製品の供給の目詰まり等**については、**関係省庁と連携・協力して対応**。

1. 現況及び影響

- 廃棄物処理で使用する燃料油・石油製品の調達について、**現時点で廃棄物処理に深刻な支障が生じている事業者・自治体は確認されていないが**、一部の事業者等から以下の報告。
 - ・ 一般廃棄物：市町村において、入札不調、契約期間の短期化、随意契約による金額の上昇
 - ・ 産業廃棄物：商社からの軽油供給を断られる。石油元売りの直営スタンドへの供給が優先され、組合等の共同購買の一部に支障

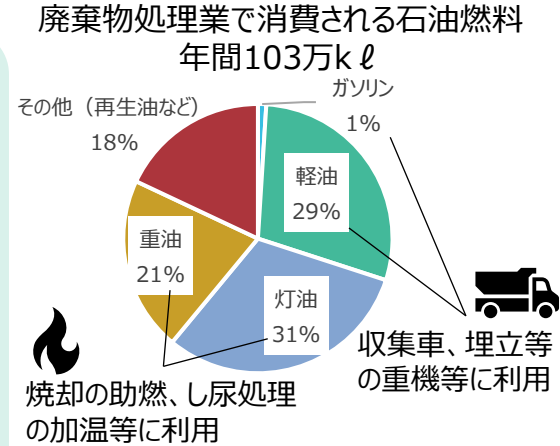
2. 対応状況

- 本省、地方事務所に**相談窓口を設置**、これまで21件の相談（4/9現在）。
- 環境省中東情勢対策ポータルを開設。
- **供給の目詰まり等**が起きている場合、**経済産業省と連携・協力して対応**。

例) ごみ焼却施設の助燃剤の重油が不足していたところ、事業者間の調整を行い、当面の必要量を確保（三重）

3. 今後の対応

- 関係省庁と連携しながら、以下の対応を進める。
 - ・ 燃料油・石油製品供給に係る**価格転嫁の要請**、**目詰まりに関する情報提供を求める事務連絡の発出**
 - ・ 廃棄物処理に必要な燃料油・石油製品の**供給・調達状況に係る継続的な調査・フォローアップ**
 - ・ **供給の目詰まり等**が起きている場合、**経済産業省等と連携・協力して対応**



資源エネルギー庁「令和5年度エネルギー消費統計調査」
(石油等消費動態統計含まない)を基に作成

国民の皆様のお困りごとと一件一件にきめ細かく、迅速に対応し、供給の偏り・流通の目詰まりを解消しています

分野

解消事例

医療

- ・ 機器メーカーや医療機関での滅菌に必要な酸化エチレンガスを供給（全国規模）
- ・ 重い心不全の患者の心臓を補助する特殊なカテーテルを供給（全国規模）
- ・ 効率的に薬剤投与が行える注射器のシリンジ（筒の部分）を供給（全国規模）
- ・ 低出生体重児の栄養補給に必須である小児用カテーテルのためのA重油を供給（全国規模）
- ・ 病院などで使うリネンシートをクリーニングするためのA重油を確保（岡山）

交通

- ・ バスの軽油を確保（京都、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島）
- ・ トラックの軽油を確保（三重）
- ・ 旅客船の軽油を確保（新潟、熊本、長崎）

食品

- ・ 乳製品工場（脱脂粉乳製造工場）でA重油を確保（岩手）
- ・ 豆腐製造事業者でA重油を確保（兵庫）

環境・衛生

- ・ 下水処理場での運転に必要なA重油を確保（栃木）
- ・ ごみ焼却施設向けのA重油を確保（三重）

その他

- ・ 給食の調理に必要なボイラー用重油を確保（兵庫）
- ・ 電線の製造で使用する重油を確保（富山）